# 第16回世田谷区農業委員会総会

日:令和3年11月24日(水)

場所:区役所第2庁舎第5委員会室

### 第16回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和3年11月24日(水)午後3時から

開催場所:区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員:会長 宍戸幸男、会長職務代理者 髙橋昌規、大塚信美、石井朝康、

苅部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、

志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、

いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員: なし

出席の職員:事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、

主事 関智秋

## 会議次第

- 1. 開 会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について 【該当なし】
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について 【該当なし】
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - 相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 5. 協議事項
  - (1) 令和4年1月の総会日程(案) について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
  - (3) 一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について
- 6. 報告事項
  - (1) 令和3年度世田谷区認定・認証農業者(予定者)について
  - (2) 一般社団法人東京都農業会議「農業後継者顕彰」受賞者の決定について
  - (3) 一般社団法人東京都農業会議「企業的農業経営顕彰」受賞者の決定について
  - (4) ふれあい農園「ちょっとおしゃれな花の寄せ植えづくり」、

「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催について

- (5)農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについて
- (6) 都内産農産物等の放射能検査について
- 7. 生産緑地・納税猶予制度勉強会
- 8. その他
- 9. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様全員おそろいになりました ので、ただいまより第16回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(本日の勉強会の案内及び配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。 宍戸会長、よろしくお願い いたします。

#### ○宍戸会長

#### (会長挨拶)

それでは、今日の農業委員会総会は、審議事項が5件、そして協議事項が2件、報告事項が7件、納税猶予に関する勉強会が1つ、そして、最後にその他でございます。ぜひご協力いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日、全員の出席をいただきましたので、総会が成立 したことをご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、細井誠一委員、志村秀典委員にお願いいたします。 それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。 転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届等について説明いたします。

まず、農地を住宅等にする場合は、農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。

この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-19。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-2をご覧下さい。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-20。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上で、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告を終わらせていただきます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続いて、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている 旨の証明願についてが1件、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてが1 件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2をご覧下さい。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するという性格のものです。

第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

なお、申告期限日につきましては、令和3年12月10日でございます。

以上でございます。

- ○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○宮川委員 報告をいたします。11月15日、申請人である○○さん立会いの下、事務局2 名とともに調査を行いました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

- ○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○志村委員 報告いたします。11月15日、事務局2名と、申請者の○○様、○○様立会いの上で調査をおこないましたので、同土地の調査を報告いたします。

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

(賛成者挙手)

○宍戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧下さい。

こちらは第18条第6項ですが、ごくまれにしか出てこないんですけれども、一言で申し

上げますと、賃貸借契約の解消、小作権の解消の手続となります。

それでは、読み上げます。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてでございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知というのは、農地の賃貸借契約について、都道府県知事の許可を要さずに賃貸借の解消がなされた場合に、その旨を賃貸人及び賃借人が連名で農業委員会に通知することを言います。該当の農地案内図を配付させていただいております。資料No.4の4枚目に案内図がございます。場所は〇〇になります。こちらをご覧いただきながら審議いただければと思います。

それでは、第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について。

受付番号3-18-1

(事務局より、通知内容などについて説明)

事務局からは以上です。

- ○石井(朝)委員 11月16日、事務局1名とともに、本件の賃貸人、○○さん、○○さん、賃借人の○○さんと会って調査をいたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

報告は以上です。

- ○宍戸会長 ありがとうございました。
  - この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。
- ○三田委員 教えていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。今まで賃貸借を していたんですけれども、これを解除するというのは、今借りている方が後で買いたいと いうことになっている訳ですね。貸していた方は、例えば、相続税のときにいろいろ面倒 くさいからということなんでしょうか。
- ○事務局 理由としては、ここは実は生産緑地なんです。それで、特定に移行するには両方の合意が必要なんですけれども、土地所有者にとっては特定にするメリットはないんです。ただし、固定資産税は上がってしまうので、以前相談を受けたときに、今年中に解決した方がいい案件じゃないですかということで、双方がお互いに代理者をつけましてお話合いをした結果、ここに至りました。
- ○三田委員 特定生産緑地に移行するためにこういうふうに……。
- ○事務局 それは一つのきっかけなんですけれども、土地の所有者は前々から解消したと

- いうことはおっしゃっていました。
- ○三田委員 分かりました。
- ○宮川委員 大変くだらない質問なんですけれども、この○○さんはご夫妻と解釈してよ ろしいんですか。
- ○事務局 はい。
- ○宮川委員 何歳ぐらいの方ですか。というのは、25年に契約を結んでいるということは、 当時15歳としても、25年というのは私が生まれた年なんですけれども、もう80何歳という、 そういう……。
- ○事務局 もう少し若くて、私どもは直接契約書というのは持っていないんですけれども、 親の代、先代がお互いに結んだと聞いています。
- ○宮川委員 先代さんからの……。
- ○事務局 先代と先代が仲がよかったのでという話を聞いております。
- ○宮川委員 なら、納得しました。
- ○宍戸会長 ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにないようですので、質問がなければ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年1月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧下さい。

実は、次回の総会開催日時につきましては、12月23日木曜日午後3時から、三軒茶屋分庁舎2階セミナールームで開催することが決定しておりましたが、コロナウイルスワクチン接種で使用していた大きな会議室が使用できるようになりましたので、12月の会場につきましては、三軒茶屋分庁舎3階産業プラザ会議室へ変更をご協議いただければと思います。また、1月の開催日時につきましては、従来と変更なく1月27日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での予定となっております。また、3月の会場につきましても、セミナールームから産業プラザ会議室に予定を変更してございます。

こちらを併せてご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程案については、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。

こちらは、先月の農業委員会総会において、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。

11月1日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

買取り申出から3か月、具体的には令和4年1月31日までに所有権の移転が行われない ときは、生産緑地における行為制限が解除となります。農業従事者の方で買取り希望があ る場合につきましては、都市農業課までご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

次に、(3)一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」候補者の推薦について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料が前後しておりまして、資料No. 10をご覧下さい。一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」候補者の推薦についてです。

農業功労者表彰は東京都農業会議にて定められた制度でございまして、地域の農業が地域の住民に新鮮な食料や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への関わり等、多面的な役割を果たしている中、地域農業に尽力されてきた農業者の方に感謝の意を表すために、その功労に対し感謝状が贈られるものです。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に候補者の推薦は各区市町村から1名となっているため、世田谷区農業委員会においては毎年1人ずつ、 JA東京中央千歳管轄、JA世田谷目黒管轄、JA東京中央砧管轄の順にご推薦をいただいております。今年度はJA世田谷目黒から、〇〇さんをご推薦いただいております。

推薦内容につきましてはご確認をいただければと思います。

以上です。

- ○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおり、○○さんを推薦することと決定いたしました。 以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

- (1)から(6)について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、報告事項に移らせていただきます。

まず、資料No.7をご覧下さい。令和3年度世田谷区認定・認証農業者(予定者)のご報告でございます。世田谷区においては、自ら農業経営に向けた目標を持ち意欲的に営農に取り組む農業者を、今後の区内農業の牽引役となる認定農業者、または認証農業者と位置づけて支援しております。

認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、認定農業者については国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。

平成21年度から本制度が始まった中で、今回につきましては、平成28年度より認定もしくは認証を受けて5年満期を迎え、改めて認定もしくは認証を受けようとされる農業者、今回、新たに認定もしくは認証を受けようとする農業者を含め、広くご案内させていただいたところでございます。

このたび認定農業者につきましては11の経営体18人の申請があり、認証農業者につきましては9経営体13人の申請があったところでございます。申請いただいた農業改善経営計画書を基に、11月4日に開催されました審査会において、農業委員会会長である宍戸会長

には審査会会長として、髙橋職務代理には審査会副会長として、ご審査をいただきました。 認定の日にちは12月1日の予定で、ただいま事務を進めております。

今回認定農業者になられた皆様におかれましては、例年交付式にて認定書を授与しておりますが、昨年度もそうだったのですが、今年度もコロナ禍の関係がございまして、交付式は実施いたしません。直接、対象の方に事務局でお持ちする予定でおります。

今回の結果を反映しますと、区内における認定農業者は58経営体89名、認証農業者につきましては33経営体41名となっていることを併せてご報告させていただきます。

続きまして、お手元の資料No.8、一般社団法人東京都農業会議『第41回農業後継者顕彰』 受賞者の決定についてをご覧下さい。

こちらにつきましては、本年7月の農業委員会総会におきまして、農業後継者顕彰の推薦について、各JAさんのご協力の下、委員の皆様にご審議をいただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、資料にございますとおり受賞者が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、本件の概要について説明をさせていただきますと、都市農業にとって農業後継者の確保、育成が最重要課題となっており、企業的農業経営が各地域で確立され、発展し、認定農業者が増加している現在、地域農業の後継者は、その担い手として地域農業発展の推進力となっております。一般社団法人東京都農業会議において、その農業後継者がより一層の誇りを持って農業に精進し、地域農業の担い手となるよう顕彰事業を行っているものでございます。

なお、全国農業会議所会長賞、東京都農業会議会長賞を受賞されたJA世田谷目黒管内の〇〇さん、東京都農業会議会長賞を受賞されたJA東京中央千歳管内の〇〇さんは、来年2月17日木曜日に昭島市で行われます第63回東京都農業委員会農業者大会において表彰される予定でおります。

このまま続けます。

続きまして、一般社団法人東京都農業会議『企業的農業経営顕彰』受賞者の決定について、資料No.9をご覧下さい。

こちらにつきましては、本年8月の農業委員会総会におきまして、第61回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について、現委員の皆様にご協議いただいた上で東京都農業会議に推薦した結果、資料No.9にございますとおり受賞者が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

企業的農業経営顕彰については、新しい東京農業を築く取組を推進していく中で、地域 に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に創意工夫とたゆまぬ努力によって企業 的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体 的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的として、東京都農業会議にて この事業を設けております。

なお、東京都農業会議会長賞野菜部門を受賞されましたJA東京中央砧地区管内の○○ さん、JA東京中央千歳地区管内の○○さん、○○さんにつきましても、来年2月17日の 東京都農業委員会農業者大会で表彰されることとなっております。

続きまして、資料No. 11をご覧下さい。報告事項の4つ目は、ふれあい農園「ちょっとおしゃれな花の寄せ植えづくり」、「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催についてです。周知方法につきましては、12月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただく予定でおります。内容についてはご覧下さい。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、資料No.12は、農家に教わる「農業体験 農園」で野菜づくりについてです。これは農家自ら開設し管理を行う体験農園を通して、 農地の保全、農家の安定した経営確保を図るとともに、区民との相互交流を実現する事業 でございます。周知方法につきましては、12月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホー ムページにて案内させていただきます。内容についてはご確認下さい。

続きまして、資料No.13をご覧下さい。こちらは、東京都農畜産物等の放射性物質検査の 結果報告でございます。

こちらは、令和3年10月21日付、10月28日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物については対象になっておりません。

事務局からの報告事項につきまして以上となります。

○宍戸会長 いろいろとご説明をさせていただきましたが、質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7の生産緑地・納税猶予制度勉強会に移ります。

(一般社団法人東京都農業会議事務局次長松澤龍人様による講話。)

○事務局 質疑応答をさせていただきたいと思います。せっかくですので、ご質問があれ

ば。

○海老澤委員 2年前に新しい生産緑地を買いました。そこは納税猶予は受けていない訳です。そこは区画整理してあって、道路より50cmぐらい高かったので、雨が降ると土が道路に流れちゃうんです。それで、軽トラとかを入れるのに必要なので、コンクリを打ちました。それが1点。

あと、直売所等の施設を設けていいよということが書かれていたので、スロープの隣に 2 ㎡ぐらいなんですけれども、小さな直売所、野菜の自販機をコンクリを打って建てまし た。そうしたら、そこのところは○○税務署が見に来まして……。

- ○松澤事務局次長 その生産緑地は相続納税猶予制度の適用を受けているのですか。
- ○海老澤委員 納税猶予を受けていない生産緑地です。
- ○松澤事務局次長 税務署というのは都税事務所のことですか。
- ○海老澤委員 ○○税務署だから、都税か。それで、そこは農地じゃなくて宅地と同じ固 定資産税を課税しますよということで、一応、農業委員会事務局に聞いたんですけれども、 あやふやだったので、結局、それは課税されちゃったんですけれども、それはそういうこ となんですか。
- ○松澤事務局次長 それは原則、農地評価の課税だと考えられます。資料を持って都税事 務所に問い合わせるのはいかがですか。
- ○海老澤委員だから、○○さんに相談したんです。
- ○松澤事務局次長 生産緑地の農業用施設の課税というのが 5 倍ぐらいは上がるらしいです。
- ○事務局 固定資産税220円が1380円になるんではないかと思われます。
- ○松澤事務局次長 宅地扱いになるということですか。
- ○事務局 宅地扱いというか、生産緑地の施設がある部分に関しては、220円じゃなくて 1,340だったか1,380円になると都税に確認しています。
- ○松澤事務局次長 農業用施設は宅地の評価ではなくて、農業用施設の課税というのがあって、ちょっとだけ高くなるだけなのです。
- ○海老澤委員 ちょっとだけですよね。とても高くなっちゃっているんですけれども……。
- ○事務局 それは、多分、税務署の運用間違いの可能性はありますね。
- ○松澤事務局次長 ○○さんのおっしゃることが正しいと思いますが。
- ○大塚委員 今は土地の話、建物……。

- ○海老澤委員 違う、入り口にスロープを作っただけです。今ご説明いただいたように、 ここに書いてあるじゃないですか。納税猶予を受けた場合でも、スロープを作れる訳じゃ ないですか。ここは納税猶予を受けていないんですから、より軽い状態なのに。
- ○松澤事務局次長 ですので農地として扱う施設として示されています。
- ○海老澤委員 それはおかしいというのと、隣の2㎡の小さな直売所も同じように宅地並 みに課税されちゃっている。
- ○事務局 宅地並みではないと思います。もし宅地並みの課税を受けているのであれば、 それは税務署の間違いです。
- ○海老澤委員 では、その計算書を今度持ってきますので、見てもらっていいですか。ど うも納得がいかないんだ。
- ○事務局 恐らく220円が1,340円または1,380円になっているんだと思いますけれども。
- ○海老澤委員 平米当たり?
- ○事務局 はい。
- ○松澤事務局次長 2㎡の5倍超くらいですので大きく上がらないはずですが。
- ○海老澤委員 上がらないですよね。そのスロープのために何万円もかかっちゃっている んだけれども。持ってきます。だから、それで見て下さい。お願いします。
- ○松澤事務局次長 多摩地域の市でしたら、市に課税課があり農業委員会もあるので、そのようなことがあまりないんですけれども、23区の場合、都税が固定資産税を扱っていますので、そのようなことがあるのかもしれない。
- ○海老澤委員 だから、私は平成29年の件を見てそれで大丈夫だと思ってやったのに、この金額は違うんじゃないかと思っているんですけれども。
- ○松澤事務局次長 進入路は間違いなく農地として扱うという……。
- ○海老澤委員 農地として見てもらっていい訳ですよね。
- ○松澤事務局次長 進入路はそうです。販売施設は農業用施設にあたるので、それは先程
- ○○さんがいわれたような課税扱いになるのだと思うのですが。
- ○海老澤委員 では、課税の資料を持ってきますので、見てもらってもいいですか。よろ しくお願いします。ありがとうございます。
- ○真鍋委員 今度は、相続税納税猶予、生産緑地の件なんですけれども、それまで生産緑地を持っていた、それで相続が起きて、相続税納税猶予を受けることになる。これまでは、 農業に必要ですから、例えば、そこに物置があったり、そういう様々なものがあったら、

その部分は猶予にならないから、取り壊して、全部農地にして、それで相続税納税猶予を受けるんだという指導というか話が一般的だと私は記憶しているんです。だけれども、この話を聞けば、生産緑地にも農地として必要な部分があるから、それはそれとして、農地として相続税納税猶予をはなから受けていれば、納税猶予として認められていたという思いもある訳です。だから、過去のことはいいとして、これから納税猶予を受けようとする方には、全部更地にしてやらなきゃ駄目だよとか、それから、そういうものがあるところは除外した方がいいよと言う方がいいのか、今のままで十分生産緑地として活用しているし、直売所以外は納税猶予の対象になるから、このままの生産緑地、農地でいいよと言っていいのか、ここらが私はよく分からないんです。

- ○松澤事務局次長 倉庫と事務所と直売所と駐車場は農地ではないと示されているので、 原則、その面積部分は相続時に相続税納税猶予制度の適用は受けられないですということ です。ただし、駐車場は先程のご説明したおり駐車場がどうしても必要なら、そういう主 張をし、農業委員会等で認められば、適用が受けられるものだと思います。
- ○真鍋委員 この間、衆議院議員のある方にお話を聞いて、国税との話も報告をもらった んですが、逆に、国税に聞くよりも、地元の農業委員会で判断することが正しいんじゃな いかと言われちゃったんです。

だから、この場は結構いろんなことがそういうことだというように、ちょっとそこで整理したいんですが、相続税納税猶予を受けた生産緑地を企業に貸して、市民農園ができて、そこに器具置場やいろんなものがみんな認められたというケースが世田谷区内にある訳です。今日の説明でよく分かったのは、市民農園施設であるならば、これが認められているということで、これは適用するんですよね。

- ○松澤事務局次長 そうです。制度適用農地での設置は認められます。ただ、相続時に適用を受けようとするときには、原則、農地ではないということで除外されることになると思います。
- ○真鍋委員 そうすると、相続税納税猶予を受けるときは農地にしておいて、それから、 人様に貸したときに市民農園にする場合はこれがオーケーになるということなんですね。 下の農業用地(その他の施設)設置についてはその都度税務署がというのは、これは市民 農園施設じゃないですよね。
- ○松澤事務局次長 そうです。駐車場は駄目、でも、絶対にその場所に必要だということ を主張できるようなケースももちろんあって、含みを持たせている……。

- ○真鍋委員 そうすると、相続税納税猶予を受ける農地の駐車場というのは、そのたびに 切符を切られたらいけないのでという、さっき説明があった。
- ○松澤事務局次長 どうしても必要だと主張すれば認められたところはあります。
- ○真鍋委員 認められたものというのはそれぐらいですか。
- ○松澤事務局次長 それぐらいですね。他の施設はあまり聞いたことがありません。
- ○真鍋委員 でも、農業をやる場合には器具を置きますよね。それは農地ではない?
- ○松澤事務局次長 結局、倉庫はその農地のためだけではなくて、他の農地でも使う機械 をいれてあるでしょうみたいな話しがあって、倉庫はちょっと難しそうです。
- ○真鍋委員 ということは、そこの部分をそもそも相続税納税猶予の対象にしないという ことが前提だということですね。
- ○松澤事務局次長 そうですね。ただ、倉庫は農業委員会が見に来たり、税務署が見にき たときにはなかったりするということがあって。
- ○大塚委員 農地パトロールで悩むことがあるんですけれども、これが正しい農地の扱い、要するに耕作しているかしていないかという判断の悩みなんですけれども、果樹は何本か植わっているんですけれども、草が相当ひどいんです。これを整理してくれと言うべきなのか、耕作とか遊休農地の扱いで見ちゃうのか、生産緑地として認めるのかという判断が難しいですけれども、指導するかしないかという判断に苦しむんですけれども。
- ○松澤事務局次長 都内の農業委員会では農地の管理基準を作成し、その基準によって判断しているところがあります。
- ○大塚委員 本人は、その内草むしりをするなんていうことを言う場合もあるんだけれど も、後で行ってもそのままなんです。
- これは言葉、活字では分かります。具体的な目で見た場合の形態の扱いをどうするかというのが悩むんです。
- ○松澤事務局次長 そうですね。そこが永遠の課題でありまして、ですので、農業委員会 があるというのもあるんだと思うんですけれども……。
- ○大塚委員 農業委員会で検討するんですか。
- ○松澤事務局次長 多くは、そういう畑とかをどうしましょうかと悩んだものは、全員協議会などで現地の写真を映し出して、これ、皆さんどうですかということを実施している農業委員会もあります。
- ○菅沼委員 前やっていたよね。

- ○髙橋会長職務代理者 やっていましたね。写真を見せて……。
- ○菅沼委員 みんな、どうと、これはちょっとひどいんじゃないと。
- ○大塚委員 何かの形で生産者に指導することは、非常に度胸が要る話なんです。同じ農家の仲間だから、我々が悪者になるんです。こういう難しいところがあるんだけれども、 そういう基準はもうちょっと具体的に……。
- ○松澤事務局次長 農地の管理基準は多くの事例に対応できるようある程度の基準を示しているものになっているところが多いと思われます。逆に、農業委員や推進員さんはみんなプロなんだから、管理基準は必要ないと主張される農業委員会もあります。
- ○菅沼委員 プロが判断すると。
- ○松澤事務局次長 そうです。私みたいな者が管理基準みたいなものを作ってどうですか と言ったら、何を言っているんだみたいなことになると思います。プロではないですので。
- ○大塚委員 言葉はちょっと悪いけれども、税務署員と同じような権力があれば、そうい うことが発生することは可能なんだけれども。
- ○松澤事務局次長 多くの人が見て、ここの基準と照らし合わせて皆さんで判断するとい うのも手なのかなと。
- ○大塚委員 皆さんで、判断……。
- ○松澤事務局次長 あると思います。例えば、5 cmがよくて、6 cmはなぜ駄目だとか言われちゃうケースが、あることも想定されますので。
- ○大塚委員 中には、草がなったまま放りはしないから、そういう見解の人もいるじゃないですか。
- ○松澤事務局次長 それはそういうお話しを伺って、それで周りに迷惑がかからなければ という話でしょうし。
- ○大塚委員 悩んでいます。
- ○松澤事務局次長 果樹も、ナギナタガヤといって下草が生えないような草をあえて敷いている農業者の方もおりますので。
- ○大塚委員 それは分かりますよ。だって、一応50年やっていますから。
- ○松澤事務局次長 すばらしい。だから、多分、そういうのは皆さんの目で見ていただかないと、なかなかマニュアル化というのは……。
- ○大塚委員 あともう1点、直売所なんだけれども、生産緑地の中ではオーケーなんだけれども、納税猶予ではノーですよと、その理由は何でしょう。

- ○松澤事務局次長 結局、花屋さんとかそういうお店が納税猶予を受けられてしまうとい う話しなのかなと思っています。
- ○大塚委員 花売場……。
- ○松澤事務局次長 そう。例えば、簡単に言うと、花を作っている人は花を直売して、直 売所も受けられるようになると、花屋さんが受けたいといったとき、断れないということ です。ですので、販売施設だけは難しいのではと個人的には考えています。
- ○大塚委員 そういう理由ですか。
- ○松澤事務局次長 そういう理由だと思われます。
- ○大塚委員 理解しました。
- ○真鍋委員 関連してもう一つ、農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等があります。これは生産緑地でいいですよね。
- ○松澤事務局次長 はい。
- ○真鍋委員 これは相続税納税猶予は受けられますか。
- ○松澤事務局次長 受けられます。そういうものが示されていますので。
- ○真鍋委員 だから、これを言いたいんです。これを生産緑地にすれば、相続税納税猶予のときに、これだけのものがあるときに、皆さんこのまま入れているかという話なんです。 これがどうもよく分からなかった。
- ○松澤事務局次長 今一番言われているのが防災兼用井戸はどうだという話しで、結局、 兼用という名称にとらわれてしまって。
- ○大塚委員 防災とつけるのは最近の話じゃない。昔からあるんだから。
- ○松澤事務局次長 ですので、井戸は絶対その生産緑地に必要なんだと出張すれば適用は 可能なはずです。でも、誰かが駄目と言われたという話しが広まると、ずっと駄目という 感じで流れちゃう。この前もある市から同様の相談があって、国税に見解をちゃんとして 下さいということでお願いして……。
- ○大塚委員 結局どうなりましたか。
- ○松澤事務局次長 それは適用できることになりました。やはり税務署に指摘されてしま うとやめようと考えてしまうことが多いのではと思われます。
- ○大塚委員 農業用水として必要だという見解だけれども、防災という言葉は最近の話で、 農業の歴史は江戸の時代からみんなずっとやっているんだから、その頃は防災じゃない。
- ○松澤事務局次長 井戸は受けられると自分は思っていますけれども、でも、まだそうい

- う話が出ているので、困るといえば困るんですけれども。
- ○事務局 補足させて下さい。井戸については、私どもは引き続き行くと、もう駄目だから、最初からその分を抜いて申請する税理士さんが多いと聞いています。ですから、いつの間にか駄目というよりも、最初から申請を外しちゃって出しているパターンも結構あると感じます。
- ○髙橋会長職務代理者 でも、農業用井戸で申請したら別に通っています。
- ○事務局 通っている人もいます。ただ、聞くと、最初から出していないという方も結構 いらっしゃいます。
- ○菅沼委員 税務署は農地や何かが分からなくて担当所管がいる訳です。それで、都税事務所もそうですけれども、税務署は、要するに、個人として、担当として税金をかけられる権限を持っている訳です。そのときに全国統一のやつができるかというと、結構厳しい話で、当然4人ぐらいにそれは変わっていっちゃう訳ですから、だから、今回、世田谷でこれがいいから、目黒でいいから、練馬でいいからというのは、向こうも線引きしないと思うんです。そこの担当が決めたんだという話だから。だから、農地は相続のときにかけられてからじゃ遅いから、小屋だとかああいうのをみんな取っ払っちゃって、全部農地にして、それで申請するというのは基本だろうと思いますけれども、第一、これだと多分通らないと思う。かけられる権限があるから。
- ○松澤事務局次長 でも、通知では適用できるという施設もありますから。
- ○菅沼委員 国では言っていたって担当は所管ですから、東京都もそうだし、区もそうだ し、国もそうだし、国の財務省だって所管があるから、最終決定は所管にありますので。
- ○松澤事務局次長 もし本当に困ったら、農業会議から国税にお伝えします。その例は何 回もありますので。
- ○菅沼委員 何かあったら税務署に言っていただけるということで。
- ○松澤事務局次長はいい。ただ、倉庫とか駄目なものは駄目であるので。
- ○菅沼委員 担当が知らないというのが多いですね。
- ○松澤事務局次長 おっしゃるとおりです。
- ○髙橋会長職務代理者 こういうように遊びがあると思っていていいんじゃないですか。
- ○菅沼委員 遊びがあった方がいい。あまり押し過ぎちゃうと、向こうもむきになって重 箱をつつくから。
- ○髙橋会長職務代理者 そういうのはああそうですかという形、遊んでいましょう。

- ○橋本委員 直売所の件なんですけれども、直売所については、納税猶予に適合しないという話なんですけれども、野菜だとか果物、自分のところで作っているものを直売所に出す場合と、そうではなくて、ほかの方の商品を売るという場合と条件が違いますから、自分のところで作っているものについては、例えばほかの生産緑地を維持するための機械置場だとか、物置だとか、それと同じような部類に解釈としては解釈できますから、自分のところで作っている果樹も含めて農産物を売るものは納税猶予をすべきであるんじゃないかと私は思っているんです。それを区別するのがちょっとおかしいかなと思うんですけれども、その辺の見解があれば。
- ○松澤事務局次長 今のところ、その区別がつかなくて、結局、売場みたいなのは駄目ですとなっているんですけれども、生産緑地でかなり厳格に、レストランとか、加工場とか、直売所など定義しているのです。その改正が3年前にあったのです。ですので、農業会議としても、それと基準が合う農業用施設なら納税猶予の適用が受けられるように国に要望しています。
- ○髙橋会長職務代理者 納税猶予というのは特例措置だから。
- ○松澤事務局次長 そうなんです。農業経営をしていない人が受けられるのはどうかとい う意見が強いので、なかなか難しいんですけれども。
- ○大塚委員 だから、ほかの団体、商業とかそういうところも、農業がそうなんだから商売も同じじゃないか、店を継ぐんだから、そこを安くしろとか、そういう理屈が発生して くるんですよね。
- ○松澤事務局次長 商業の方は比較的小さい面積で、納税猶予を受けられたら一生別に○ ○屋でもいいんだという一定程度の方が、いらっしゃるようでして、結局都市農地の制度 なのに、他の業界の人も適用されてますよねみたいな指摘がされると、なかなか立ち行か なくなるということで。
- ○事務局 すみません、タイムリミットが参りましたので。
- ○松澤事務局次長 ありがとうございました。
- ○事務局 どうもありがとうございました。
- ○事務局 それでは、8のその他は2件ございまして、まず、1件目がお配りしています 東京都農業会議を通じて提出する国、都の施策等に対する要望をご覧下さい。こちらの資

料は昨年度11月の総会に諮らせていただきました事務局の案でございます。今回、せっかくこういった講演もございましたので、もし、これに付け加えたい、こういう要望もしていきたいというものがあれば、これは増えて悪いことはないと思いますので、事務局にメモでも、ファクスでも頂ければ、どんどん反映させていただいたものを次の総会に諮らせていただきたいと思いますので、ぜひご要望をお寄せいただければと考えております。これが1点です。

もう1点が、先月、本澤委員からございました農家めぐりウォークです。早速、案を考えてきていただきましたので、皆さんにお配りしています。本澤委員からご説明をお願いいたします。

#### ○本澤委員

(委員より、企画内容について説明。)

その他の項目は以上になります。

○宍戸会長 ありがとうございました。

それでは、これで今日の議題と報告事項を全て終了させていただきました。

これで終了とさせていただきますが、最後に、髙橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶を お願いいたします。

○髙橋会長職務代理者

(会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和3年11月24日(水)開催の第16回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男